

調整給付金(不足額給付分)についてのよくあるご質問

調整給付金(不足額給付分)の制度について

Q1 調整給付金(不足額給付分)とはどのような制度ですか。

令和6年度に実施した調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じる方などを対象に、追加で給付を行うものです。

Q2 令和6年度に実施した調整給付(当初調整給付)とはどのような制度ですか。またどのような人が対象ですか。

令和6年分の所得税、令和6年度個人住民税所得割が課税される方に、定額減税が実施されましたが、その際に、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、給付金を支給したものです。

対象者は、合計所得金額が1,805万円以下で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方です。

ただし、所得税、個人住民税が非課税の方は対象となりません。

調整給付金(不足額給付分)の支給手続きについて

Q3 調整給付金(不足額給付分)の支給には手続きが必要ですか。

『支給のお知らせ』が届いた方・・・手続き不要です。お知らせに記載の振込口座へ指定日に振込されます。

『支給確認書』が届いた方・・・10月31日(金曜日)までに必着で、支給確認書の提出が必要です。

※令和6年1月2日以降に鈴鹿市へ転入された方は、『調整給付金(不足額給付分)申請書』の提出が必要になる場合があります。

Q4 支給の案内は、市役所から届きますか。

支給対象者と見込まれる方へ、7月25日(金曜日)以降に鈴鹿市から順次ご案内を送付します。

Q5 支給のお知らせとはどのようなものですか。

支給対象者の方に調整給付金(不足額給付分)の支給額、振込先等をお知らせするための書類です。

Q6 支給のお知らせに記載されている口座はどのような口座ですか。

次のいずれかの口座が記載されています。

①令和6年度に実施した当初調整給の支給口座

②本人名義で登録されている市税(市・県民税)、森林環境税の振替口座(6月29日時点)

③マイナポータル等で登録している公金受取口座(6月25日時点)

※複数の口座が該当する場合は①→②→③の順に優先されます。

Q7 支給のお知らせに記載の口座とは別の口座に振込はできますか。

原則、お知らせに記載の口座に振込します。

ただし、お知らせに記載の口座を解約等しており、口座が使用できない場合は、支給口座変更届が必要となるため、ご案内に記載の期日までに、調整給付金(不足額給付分)コールセンター(電話番号 0120-43-2206)までご連絡ください。

Q8 支給確認書とはどのようなものですか。

支給対象者の方に調整給付金(不足額給付分)の支給額をご確認いただき、振込先の口座を指定いただく書類です。

Q9 支給確認書の提出期限はありますか。

令和7年10月31日(金曜日)まで(必着)です。

期限内に支給確認書の提出がない場合は、支給を辞退したとみなされますのでご注意ください。

Q10 支給確認書はどのように提出するのですか。

支給確認書を同封の返信用封筒で返送してください。また、支給確認書に記載のQRコード、URLから申請サイトにアクセスし、電子申請することも可能です(代理確認・受給の場合を除く。)

Q11 支給確認書に添付する本人確認書類の写しはどのようなものですか。

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険証(資格確認書)、年金手帳 等の書類(有効期限内のものに限ります。)です。

なお、個人番号通知カードは、本人確認書類として使用できませんのでご注意ください。

Q12 支給対象者の成年後見人が手続きする場合に必要な書類はありますか。

次の書類が必要です。

支給対象者の方:本人確認書類、成年後見人の分かる登記事項証明書の写し

成年後見人の方:本人確認書類の写し

※支給確認書裏面の代理人欄も記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

Q13 支給対象者と別住所の親戚が手続きする場合に必要な書類はありますか。

次の書類が必要です。

支給対象者の方:本人確認書類

親戚の方 :本人確認書類、戸籍謄本(支給対象者と親戚の方の関係が分かるもの)

※本籍地が鈴鹿市の方は、戸籍謄本の添付は不要です。

※支給確認書裏面の代理人欄も記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

Q14 支給確認書の提出後に内容の訂正をしたい場合、どのように手続きしたらよいですか。

調整給付金(不足額給付分)コールセンター(電話番号 0120-43-2206)までお問い合わせください。

支給確認書、必要書類等に不備があると、調整給付金の支給が遅れたり、支給できない場合があります。

提出する前に、内容を十分に確認してください。

Q15 調整給付金(不足額給付分)の受取りを辞退したいのですが。

『支給のお知らせ』が届いた方…受給辞退の届が必要となるため、支給のお知らせに記載の期日までに、調整給付金(不足額給付分)コールセンター(電話番号 0120-43-2206)までご連絡いただくか、支給のお知らせに記載のQRコードまたはURLから専用サイトにアクセスし、必要事項を入力後、本人確認書類の画像データをアップロードしてください。

『支給確認書』が届いた方…表面下部の給付金を『☐受給しません』にチェックを入れて、本人確認書類の写しを添付の上、支給確認書を提出してください。

Q16 支給確認書、支給のお知らせを別の住所へ送付してもらえますか。

「調整給付金(不足額給付分)支給確認書等送付先変更届」が必要です。

送付先変更届は鈴鹿市ウェブサイトから印刷または鈴鹿市役所本館2階「調整給付金」専用窓口を設置してあります。

調整給付金(不足額給付分)の金額、対象について

Q17 調整給付金(不足額給付分)はいくら支給されますか。

支給対象者の方の所得額や定額減税額により異なります。ご案内に支給額が記載されていますので、ご確認ください。

Q18 令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されています。この金額が給付されますか。

源泉徴収票の「控除外額」は、令和6年分の所得税から控除しきれなかった定額減税の額です。「控除外額」は調整給付金(不足額給付分)として給付される金額ではありません。

Q19 令和5年分と比べて令和6年分の所得税が減少していますが、支給の案内が届きません。

調整給付金(不足額給付分)は減税しきれなかった税額を1万円単位で切り上げて算出しますので、所得税額が減少していても、当初調整給付金額の計算に影響がなく、不足額が生じない場合があります。

Q20 令和6年2月に子どもが生まれ、扶養親族が増えました。生まれた子どもは調整給付金(不足額給付分)の対象となりますか。

対象となります。
令和6年中に扶養親族が増えた場合、所得税分については、再度算定し、不足分が発生した場合は追加で給付します。
令和6年度に実施した当初調整給付は、令和5年中の収入や扶養親族数等を基にした推計額を用いて算定しています。よって、令和6年分の収入や扶養親族数等が確定した後、再度算定し、当初調整給付に不足がある場合には、令和7年度に不足額給付として追加で給付します。
なお、住民税分については、令和6年度住民税課税情報(令和5年中の収入や扶養親族数等)によって決定しますので、追加の給付はありません。

Q21 令和7年8月に海外に出国します。調整給付金(不足額給付分)の対象となりますか。

対象となります。
令和7年1月1日時点で国内に住所がある方で、調整給付金(不足額給付分)の支給対象者と見込まれる方へ、鈴鹿市から案内を送付します。

Q22 令和7年の途中で鈴鹿市に転入してきました。鈴鹿市で調整給付金(不足額給付分)の対象となりますか。

対象となりません。
令和7年1月1日時点で住所のある自治体(個人住民税が課税される自治体)までご確認ください。

調整給付金(不足額給付分)の振込について

Q23 支給のお知らせが届きましたが、いつ振込されますか。

支給のお知らせに記載の支給日に市から振込します。

Q24 支給確認書を提出してから、振込までどのくらい時間がかかりますか。

支給確認書を鈴鹿市で受付後、内容の確認を含め、3週間程度かかります。

Q25 調整給付金(不足額給付分)の振込通知が届きますか。

振込通知は送付されないため、通帳を記帳していただく等、ご本人様で入金の確認をお願いします。

Q26 調整給付金(不足額給付分)はどのような振込名で振込されますか。

「スズカシフソクキュウフ」の名称で振込されます。

その他

Q27 受け取った調整給付金(不足額給付分)は、課税の対象となりますか。

課税の対象となりません。
「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」により、所得税等を課さないこととされています。

Q28 所得税の計算方法、定額減税について教えてほしいのですが。

所得税は国の税金のため、所得税の計算方法、定額減税については、鈴鹿税務署(059-382-0351)へお問い合わせください。